

第73回（平成30年9月12日）

○的井総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。

本日、手塚委員、加藤委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第73回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、認定個人情報保護団体の認定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 認定個人情報保護団体の認定について、資料1に基づき、説明申し上げます。

平成30年8月16日付けで、一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会より、個人情報保護法第47条第2項に規定する認定個人情報保護団体の認定に係る申請がなされました。同協会は、産業活動におけるITの高度利用に関する調査及び研究、普及啓発及び指導、情報の収集、提供等を行うことにより、IT利活用の向上を促進し、もって我が国産業経済の発展に寄与することを目的としています。同協会の前身は、1962年4月に、企業や団体においてコンピューター業務に携わる管理者・技術者の情報交換等の場として創立された日本データ・プロセッシング協会から始まり、1992年7月にはユーザーの立場での産業情報化の推進を目的とする団体として、社団法人日本情報システム・ユーザー協会に改組されました。その後、2012年4月から一般社団法人として業務を行っている協会です。

本年8月時点での同協会の会員数は、正会員約3,800社であり、申請時点での対象事業者は154社となっております。同協会からの申請を受け、認定個人情報保護団体の認定等に係る指針に基づき審査しました。

資料の別添1をご覧ください。本資料は、個人情報の保護に関する法律施行令第19条に定められた申請のために委員会に提出しなければならない書類に該当する書類が提出されているかを確認したもので、不備は認められませんでした。

次に、別添2をご覧ください。本資料は、法第49条各号で定められた認定の基準の審査事項を定めた認定個人情報保護団体の認定等に係る指針に基づき審査した結果をまとめたもので、いずれにも適合するものと認められました。

同協会が認定個人情報保護団体として認定された場合には、法第47条第1項に基づき、新たな認定個人情報保護団体として認定する旨を別添3の認定通知文書により通知するとともに、登録免許税法第2条に基づき課される登録免許税について、同法第24条第2項に基づき納付の期限及び書類を定め、別添4により通知することとしたいと存じます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

大滝委員。

○大滝委員 今、議題に上がっておりますような形で認定個人情報保護団体を認定して、実際に対象事業者数が増えていくことは大変好ましいことだと思っています。

一方で、今回の日本情報システム・ユーザー協会は、会員数は3,800余りということなの

ですけれども、実際には既に他の認定個人情報保護団体に所属されている会員の方もたくさんいらっしゃるということで、資料にもありますように、現時点では対象事業者数は154社とかなり限られた数にもなっていると思いますので、引き続き対象事業者の数を増やしていく努力をされるように希望したいと思います。よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 今、大滝委員から対象事業者の拡大というお話があったのですが、私からは認定個人情報保護団体への当委員会からのサポートという観点で、そもそもこういった認定個人情報保護団体があることを広く知っていただいたり、こういった活動があることの認知をもっと上げていく必要があると思いますので、そういった広報・普及活動的なところへの委員会としてのサポートが必要であると思います。加えて、認定個人情報保護団体の業務がより一層向上するために、委員会として情報提供ですとか指導ですとか助言を行っていく必要があると考えております。ますます認定個人情報保護団体が活性化するように、引き続きサポートしていきたいと考えております。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

当委員会としては、3月に認定個人情報保護団体シンポジウムを開催しましたし、そのほか、いろいろな形で取り組んでおりますので、引き続き、意見などを踏まえて進めていきたいと思っております。

本日、説明のありました一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会を認定個人情報保護団体として認定し、認定通知を発出するとともに、官報掲載等の所要の手続を進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ご異議がありませんので、認定します。事務局は所要の手続を進めてください。

認定個人情報保護団体として積極的な取組を期待しています。ありがとうございました。次に、議題2、マイナンバーガイドライン改正の意見募集結果について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 マイナンバーガイドラインの改正に関する意見募集結果について御説明いたします。

まずは、資料2-1をご覧ください。今回の意見募集は、7月19日から8月20日まで実施しておりましたが、9の個人又は団体から延べ31件の御意見が寄せられました。これらの御意見に対する当委員会の考え方について、別紙1及び別紙2のとおり取りまとめました。いくつかの御意見について説明いたします。

まずは、事業者編に関する御意見について説明いたします。別紙1の3ページと資料2-2の6ページをご覧ください。別紙1の7番から9番までについては、利用目的の特定

に関する御意見でございますが、現行のマイナンバーガイドラインでは利用目的の特定の程度について例示を示しておりましたが、改正案では削除したことに対して、例示を残してほしいといった御意見でございます。例示のとおり利用目的を特定しなければならないと認識している団体が見受けられたことに対応するために、改正案では個人情報保護法ガイドラインを参考にマイナンバーガイドラインの本文に追記をし、併せて例示を削除しておりましたが、こちらについては御意見を踏まえ、例示であることがより分かりやすいようにQ&Aを示すことで対応したいと考えています。

ここで資料2-4のQ&Aをご覧ください。Q&A 1-1-3及び16-6を設けまして、現行のマイナンバーガイドラインにおける例示と同様の記載をQ&Aの回答として記載したいと考えています。Q 1-1-3を読み上げますが、「個人番号の利用目的を特定する場合、どのように特定することが考えられますか」という質問に対する回答としまして、「個人番号関係事務の場合、例えば、『源泉徴収票作成事務』、『健康保険・厚生年金保険届出事務』のように特定することが考えられます」としております。Q&A 16-6は金融機関向けに作成しております。

利用目的の特定に関しては以上とさせていただきます、続いて別紙1の4ページと資料2-2の10ページをご覧ください。12番の御意見についてですが、「委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、（中略）適切に評価する」との記載を「適切に評価することが望ましい」としてはどうかというものでございます。資料2-2の9ページから10ページにかけてご覧いただきますと、現行のマイナンバーガイドラインにおいては、委託先の監督のうち、委託先の適切な選定と必要な契約の締結については既に具体的な対応方法に関する記載があるのに対しまして、取扱状況の把握については記載が特段なかったことから、今回、追加した記載についてでございますが、こちらは個人情報保護法ガイドラインの記載を参考に追加しておりました。当初の改正案について、特段負担を与えるものではないと考え、文末の記載を事業者編、行政機関等・地方公共団体等編ともに「適切に評価する」としておりましたが、基本的に個人番号関係事務しか実施しない事業者の負担を考慮しまして、御意見のとおり「望ましい」としたいと考えています。一方で、行政機関等・地方公共団体等編の記載については、行政機関等が個人番号利用事務を実施することを考慮しまして、当初の改正案のままとしたいと考えています。

続きまして、別紙1の5ページと資料2-4のQ&Aをご覧ください。別紙1の5ページの13番についてですが、再委託先に対する監督の内容を記載すべきとの御意見でございます。再委託先の監督につきましては、マイナンバーガイドラインにおいて委託者が再委託先に対して間接的に監督義務を負うこととなる旨を記載しておりますが、この間接的な監督義務の内容についてQ&Aを追加することで対応したいと考えています。Q 3-16でございますが、「再委託先に対する監督について、具体的にどのように実施することが考えられますか」という質問に対する回答としまして、「例えば、委託者が委託先に求める報告の内容に、委託先の再委託先に対する監督の内容を含めることが考えられます」とし

ております。

事業者編に関する御意見の説明については、以上とさせていただきます。続いて、行政機関編に関する御意見について説明いたします。別紙2及び資料2-3をお手元に御用意いただければと思います。資料2-3につきましては、13ページでございます。2番の御意見についてですが、特定個人情報等の管理の状況について改正後は外部監査及び他部署等による点検が必須になるということか、状況把握の実施方法について義務となる内容を明確にされたいといった御意見でございます。まず、外部監査及び他部署等による点検のどちらも実施しなければならないということではございませんし、2つの方法に限らず、監査の専門部署による監査、いわゆる内部監査を実施していれば必須となるということでもございません。また、現行のマイナンバーガイドラインで点検又は監査を行うこととしておりますが、この点検について自己点検を指すものと誤解を招いているおそれがあるため、監査の中に含める記載に改正するものでございますので、その旨、回答案として記載しております。

行政機関等・地方公共団体等編に対する御意見の御説明は以上とさせていただきます。これらの内容を踏まえまして、告示したいと考えています。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

嶋田委員。

○嶋田委員 説明ありがとうございます。

マイナンバーガイドラインの誤解に基づく過剰な負担が生じている可能性を配慮して、マイナンバーガイドラインの策定後も、様々な団体とコミュニケーションを続け、マイナンバーガイドラインの改正に生かすというやり方は良いことだと思っております。事業者からの要望を踏まえるだけではなく、事業者も今回のマイナンバーガイドラインの改正の目的は、記載をより分かりやすくし、過剰な負担感を取り除くことである点をよく理解されているところも良かったです。

もう一つ、行政機関等・地方公共団体等編も、今まで委員会が説明会や立入検査等で得た問題点や知見がマイナンバーガイドラインの中で解決できるように記載されたという点も、良いと思っております。これで終わりということではなく、改正後も様々な機会を通じて誤解が生じないように周知していくことと、さらにマイナンバーガイドラインをブラッシュアップしていけるような知見を蓄積していきたいと考えております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

マイナンバーガイドラインを策定してから約3年半がたっております。今回、より分かりやすい記載とするために改正しましたが、嶋田委員からありましたように、今後も説明

会等の質問等で明確にしたほうが良い事項を把握しましたら、マイナンバーガイドラインの改正を含め、適切に対応してまいりたいと思います。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおりに決定し、官報掲載等の所要の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

ありがとうございました。

次に議題3、情報提供ネットワークシステムにおける情報連携の監視状況について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携の監視状況について報告させていただきます。

監視・監督室では情報提供ネットワークシステムで情報連携される情報提供等記録を取得し、それを分析することで、行政機関等の職員による不適切な利用がないかを監視しているところでございます。情報連携が開始され、1年が経過したということで、平成29年7月18日から平成30年7月31日までの情報連携の監視状況を報告させていただきます。

情報連携の件数は約378万件となっております。情報連携された主な事務については、記載のとおりです。監視方法については、監視・監督システムでの照会件数の変動、休日の情報照会、記録事項変更発生理由確認等を行っております。また、データ分析専門事業者による照会件数の統計及び相関分析も行っております。

データ分析専門事業者による分析例は、同じ機関において関連する事務手続は一定の比率で行われるという仮説の下、関連が見られた手続において、一定比率の関係が崩れた場合に、不適切な照会が行われたのではないかと推測するといったものです。

このようなデータ分析事業者による分析と監視・監督室による分析で調査が必要と判断された機関に対し、聞き取り調査を実施いたしました。調査した中で不正はございませんでした。

最後に、調査を必要とした事案について、聞き取り等により判明した主な事例を報告させていただきます。1つ目の事例として、担当者において情報照会を随時で行うか、一括で行うかで違いがあったこと等による照会件数に増減がありました。2つ目の事例として、被扶養者の実態調査のために一括照会機能を使用し、複数の機関に対して大量の情報照会を実施したことによる情報照会の増加がございました。この事例では、同一内容のリストを用いて、周辺の複数の自治体に対し、情報の有無を調査するための照会を行ってまいりました。照会者及び関係機関に聞き取り調査を実施後、所管省庁から情報連携本来の利用方法ではないということで指導が入りました。

情報連携の監視状況の報告は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

阿部委員。

○阿部委員 照会件数が増加しており、大いに利用されて結構なことだと思います。今回の事例は割合分かりやすいものですが、これから照会件数が段々増加するに従って事例も複雑なものになってくると思いますし、また、場合によっては、今回の事例のような形で大きく現れてこなくても、不正等が起こる可能性も無いわけではありませぬので、もっと精密に監視をしていくようなシステムを確立していくことが非常に重要だと思います。そういう意味では、A I 等を活用していくというものが一つの手だと思います。そういった形で、監視システムの万全を期していく必要があると思いますので、是非A I 等を活用していく方向で考えていただきたいと思います。

以上です。

○堀部委員長 ほかにかがでしょうか。

情報連携は制度設計のときから重要な仕組みとして認識されておりまして、こういう形で進んできていることは、大変重要な意味を持っていると思います。それを監視していくことが必要でありますので、期待が大きい反面、不正な行為等がありますと、マイナンバー制度に影響を与えることになると思います。今後も継続して不正行為の抑止及び早期発見に努めていきたいと思ひます。

ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、そのように取り扱いたいと思ひます。

では、本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、9月28日金曜日の14時30分から行う予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。